

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)  
当たるときの翌日

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織の一部を改正する規則  
鳥取県老人医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 鳥取県内職公共職業補導所処務規程を廃止する訓令
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定  
昭和四十八年度地籍調査事業計画の決定  
解除予定の保安林にする旨の通知の受理(三件)  
土地改良事業変更計画の適否の決定  
土地改良事業の工事の完了
- ◇公安告示 古物営業法による聴聞

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十八年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の二 削除(第三十五条・第三十六条)」を「第二節の二 企画部の所管に属する機関(第三十五条・第三十六条)」に、「第五款 内職公共職業補導所(第九十九条・第一百条)」を「第五款 内職相談所(第九十九条・第一百条)」に改める。

第九条の二交通対策課の項第四号中「陸運事務所」を「交通事故相談所及び陸運事務所」に改める。

第十一条職業安定課の項第七号中「内職公共職業補導所」を「内職相談所」に改める。

第四章第二節の二を次のように改める。

第二節の二 企画部の所管に属する機関

(設置)

第三十五条 交通事故相談所を次のとおり置く。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取交通事故相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県倉吉交通事故相談所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子交通事故相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(分掌事務)

第三十六条 交通事故相談所は、交通事故被害者等に対する交通事故に関する相談及び関係機関へのあつせん並びに交通事故被害者等の援護に関する指導、連絡等に関する事務を分掌する。  
第四章第四節第五款を次のように改める。

第五款 内職相談所

(設置)

第九十九条 内職相談所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥 取 県	内 職 相 談 所	鳥 取 市	

(分掌事務)

第一百条 内職相談所は、家庭外において就業することの困難な主婦等に対する内職就業に関する相談及び内職のあつせん並びに内職に関する技術指導その他の援助に関する事務を分掌する。

附 則

この規則は、昭和四十八年六月二十二日から施行する。

鳥取県老人医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県老人医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県老人医療費助成条例施行規則（昭和四十七年二月鳥取県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三十八万円」を「四十三万円」に、「五〇五、〇〇〇円」を「五二〇、〇〇〇円」に、「一三五、〇〇〇円」を「一四〇、〇〇〇円」に改め、「加算した額」の下に「（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）二〇、〇〇〇円を加算した額）」を加える。

附 則

- この規則は、昭和四十八年七月一日から施行する。
- 改正後の鳥取県老人医療費助成条例施行規則第二条第一項の規定は、昭和四十八年七月以降に受ける医療に係る老人の医療費の助成について適用し、同年六月以前に受けた医療に係る老人の医療費の助成については、なお従前の例による。

訓 令

鳥取県訓令第四号

鳥取県内職公共職業補導所処務規程を廃止する訓令を次のように定める。

昭和四十八年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県内職公共職業補導所処務規程を廃止する訓令

鳥取県内職公共職業補導所処務規程(昭和三十六年八月鳥取県訓令第十号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和四十八年六月二十二日から施行する。

### 告 示

#### 鳥取県告示第四百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十八年六月十二日	耳鼻咽喉科岡田医院	鳥取市今町一丁目 五〇二番地

#### 鳥取県告示第四百二十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十八年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	調査換算面積
鳥取市	島、徳尾、里仁、大福、宮谷、徳吉、布勢、桂、見、足山の一部	昭和四十九年三月三十一日まで	二・八一 平方キロメートル
米子市	富益の一部	"	〇・四〇
気高町	下光元、常松の一部、上光	"	一・〇〇
日吉津村	日吉津	"	〇・一八

#### 鳥取県告示第四百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡国府町大字雨滝字正石九五八、字大滝谷九五九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字扇ノ山八七八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字堀字西中峯一四一の二から一四一の四まで、字今坂谷蔭山一四二の一から一四二の三まで、一四二の一〇から一四二の一二まで、字今坂谷陽谷一四三の一、字塔ウ谷一四四の一、一四四の五から一四四の八まで、大字今西字下昼山(国有林)(以上十六筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十八号

昭和四十八年二月二日付けで千代土地改良区から申請のあつた土地改良(千代地区維持管理)事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年六月二十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市朝月二七番地

千代土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十九号

県管土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	完了年月日
県管佐治第二地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和四十七年十二月十日
県管安田地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和四十八年二月十日
県管湖西地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和四十八年三月十日
県管邑美地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和四十八年三月二十五日
県管日南第二地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和四十八年三月二十八日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年六月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の日時及び場所

昭和四十八年七月五日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市元町二〇九 鷹松 正則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】